

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (東日本大震災被災者支援税制改正等に伴うもの)
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律第30号、平成23年4月27日公布) 地方税法(昭和25年法律第226号)第162条
<p>【改正の概要】</p> <p>地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律第30号)の公布に伴い、東日本大震災に係る個人県民税の住宅借入金特別税額控除(いわゆる、住宅ローン控除)の適用の特例について条例に規定する。</p> <p>あわせて、地方税法の規定に基づき、災害における自動車税の減免にかかる条例の規定を追加する。</p> <p>改正内容</p> <p>1 東日本大震災に係る個人県民税の住宅ローン控除の適用の特例 住宅ローン控除の適用住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、平成25年度分県民税以降の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができるものとする。</p> <p>2 災害における自動車税の減免 災害による被災自動車を修理して使用する場合、当該自動車の自動車税について、要件を満たした場合に申請により軽減することができるものとする。 (平成23年度以降の自動車税について適用) <要件></p> <p>1 対象自動車 天災その他の災害により損傷し当該損傷のために運行の用に供することができなくなった自動車で、当該自動車の修理に要する費用の額(保険金、損害賠償金等により補・される部分の金額を除く。)が当該自動車税の年額を超えるもの。</p> <p>2 対象年度及び軽減額 運行の用に供することができなくなった日以後最初に納期限の到来する年度の自動車税の2分の1の額。</p> <p>3 申請期限 運行の用に供することができなくなった日以後最初に到来する納期限の3月以内。</p>	
施行日	1 平成24年1月1日 2 公布の日(平成23年度分から適用)
【その他参考事項】	